

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

2 6. 1 関係機関、地域住民との連携

3 6. 1. 1 河川の適正な利用に関する他の施策等との調整

4 (1) 河川周辺地域で都市計画法等に基づく行為の規制を行う必要のある区域

5 良好な河川景観の保全および創造のため、河川周辺地域の状況に応じて、ブロック別基
6 本方針を踏まえ、地方自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等につい
7 て調整を図ります。

8 また、芦田川河口堰付近から福山市境の区間は、水面を含む約 574.6ha が備後圏都市計
9 画緑地 芦田川緑地（当初決定：昭和 49 年 2 月 22 日、最終変更：平成 5 年 3 月 1 日）に指
10 定されています。

11

12 (2) 河川周辺地区で都市計画事業により整備することが望ましい地区

13 河川環境の向上を図るため、都市計画事業等により河川周辺地域で整備することが望ま
14 しい地区については、関係自治体等の施策とブロック別基本方針との調整を図ります。

15

16 (3) 兼用道路及び河川に隣接する道路

17 堤防の上面に設けられた兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整
18 備を実施するが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、河川空間の特
19 性に配慮した歩道、横断歩道の設置等の措置が行われるよう調整を図ります。

20

21 (4) 河川愛護活動の推進

22 河川空間の利用は地域住民の河川に対する愛着を育み、生活に潤いを与えることから、
23 住民やNPO・市民団体等が積極的に参画しやすい体制の確保や教育活動のフィールドと
24 しての活用、河川清掃及び美化等といった河川愛護活動の推進を図ります。

25

6. 1. 2 河川環境の整備と保全に関する他の施策等との調整

(1) 芦田川環境マネジメントセンター等との連携

高屋川、瀬戸川及び芦田川下流部の水環境の改善に向けて、地元市町や地域住民と一体となった施策を展開するための各種支援活動を行う組織として、市民、事業者、環境団体、行政等が連携した「芦田川環境マネジメントセンター」が平成16年10月に設立されました。

今後も、「芦田川環境マネジメントセンター」の活動支援を行うとともに、地元市町や地域住民と連携を図り、芦田川の水環境改善に努めていきます。

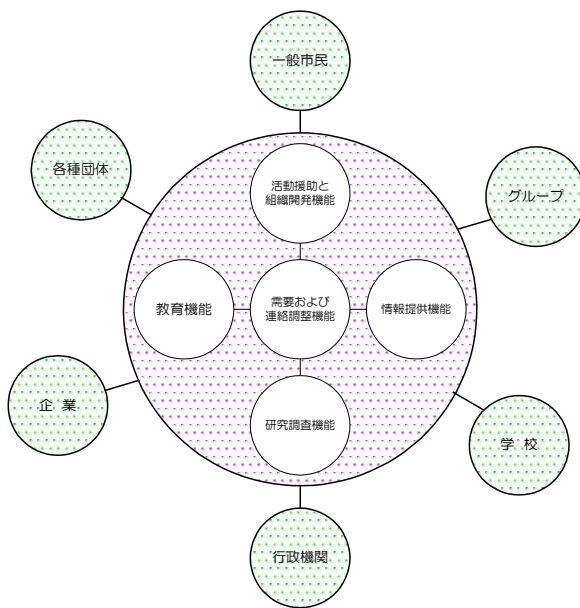


図6-1-1 芦田川環境マネジメントセンターの組織構成

写真6-1-1 芦田川環境マネジメントセンター主催の啓発活動状況

19
20
21
22
23
24

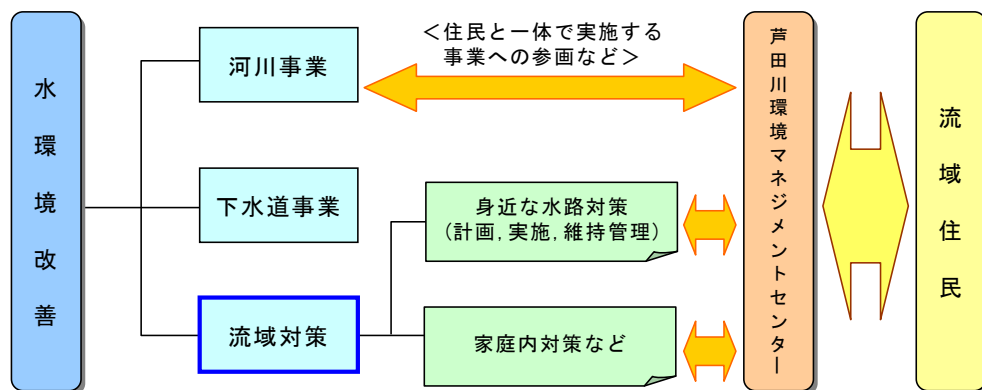


図6-1-2 住民参加のイメージ

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 (2) 下水道整備等

2 水環境の保全・改善を目的に、流域内において下水道整備、合併浄化槽の設置等の事業
3 が促進するように、関係機関と協議を進めます。

4

5 (3) 開発計画等の土地利用

6 流域開発により水量・水質に弊害が発生しないよう開発計画等の土地利用に関する各種
7 の施策と調整を図り、必要に応じて指導するとともに、規制措置等が行えるよう関係機関
8 と協議します。

9

10 (4) その他

11 農業系や自然系等、排出源を特定しにくい汚濁源の対策について関係機関と協議・調整
12 を図ります。

13 また、生活排水が直接流入する河川や水路等の浄化を推進するために、関係機関と協議・
14 調整を図ります。

15

1 6. 2 河川情報の共有化

2 河川愛護月間等における行事、水防演習、各種イベントやインターネット等を通じて、
3 河川に関する広報活動を強化し、河川愛護、河川美化等の普及や啓発に努めます。

4 また、高屋川浄化施設内の「芦田川^み見る^みる館」は、芦田川における水質浄化事業の
5 必要性や役割の説明、河川環境の学習の場として、地域の方々が「川の大切さ」を再認識
6 し、行政の行う取り組みへの理解を深めてもらうと同時に、家庭でできる水質改善の取り
7 組みについて啓発活動を行っています。

8 今後も、もっと芦田川のことを知ってもらうために、事業の説明や各種行事等を通じて
9 情報発信を継続します。

10

11



浄化後の水にふれて



バックテスト（簡易水質試験）体験



いろいろな質問



魚の観察

写真 6-2-1 芦田川見る見る館

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6. 3 河川に関する学習支援

国全体の施策や方向に関するものから、生活に密着した防災、環境問題までバラエティに富んだ講座を「出前講座」として用意し、河川に関する学習を今後も支援します。



図 6-3-1 出前講座の案内

出典：「中国地方整備局ウェブサイト」



写真 6-3-1

小学校での出前講座

6. 4 河川の協働管理

芦田川では、子どもたちが水遊びできる浅瀬や散歩道等の整備の要望と提案が住民から行われ、福山市と協力して河川公園「ちゃぷちやぷらんど」を整備しました。この河川公園は、水との触れ合いにより水質浄化意識を高めようと、環境学習や水辺に近づける親水空間として位置付けられています。公園の清掃や草刈り等の維持管理は市民団体が実施しています。

また、府中市こどもの国ポムポムや土生地区では、地元市民が主体となって河川敷の清掃等の維持管理を実施しています。

今後も、河川の特長や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指すために、地域住民からの要望や意見を聴きながら、その意見を踏まえて整備に取り組みます。また、適正な河川管理を行っていく上で、地元自治体や地域住民、NPO 等の参画を推進し、役割分担をしながら、連携・協働の体制を強化します。



写真 6-4-1 ちゃぷちやぷらんど (福山市)



写真 6-4-2 土生地区環境整備事業の竣工式 (府中市)



写真 6-4-3 府中市こどもの国ポムポムの河川広場